



三重県公報

令和2年10月9日 (金)

第 148 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
658	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
659	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
660	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	2
661	就職氷河期世代の実態調査の実施	(雇用対策課)	3
662	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
663	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
664	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
665	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
666	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 告			
	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更	(獣害対策課)	6

告 示

三重県告示第 658 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470506060	居宅介護支援事業所ポラリス	津市本町 32 番 44 号	一般社団法人レグルス	令和 2 年 10 月 1 日	訪問介護
2470703816	ヘルパーステーションあゆむ	松阪市川井町 588-6	株式会社あゆむ	令和 2 年 10 月 1 日	訪問介護
2470802790	ヘルパーステーション ささえ愛い	伊勢市通町 210 番地 3	合同会社けい	令和 2 年 10 月 1 日	訪問介護
2460190289	訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	株式会社ファーストナース	令和 2 年 10 月 1 日	訪問看護
2460290477	訪問看護ステーションあやめ四日市	四日市市赤堀南町 2-23 グレースマンション藤 305	株式会社ファーストナース	令和 2 年 10 月 1 日	訪問看護
2460590389	訪問看護リハビリステーション桜 T s u	津市柳山津興 630-3	合同会社 RED GL OVE	令和 2 年 10 月 1 日	訪問看護
2470205887	デイサービスセンターいつき小古曾	四日市市小古曾二丁目 10 番 10 号	株式会社樹	令和 2 年 10 月 1 日	通所介護
2470205895	ツクイ四日市下之宮	四日市市下之宮町 292-1	株式会社ツクイ	令和 2 年 10 月 1 日	通所介護
2470703824	ツクイ松阪船江	松阪市船江町 508 番地 9	株式会社ツクイ	令和 2 年 10 月 1 日	通所介護
2470703832	ツクイ松阪ひかり	松阪市光町 868 番地	株式会社ツクイ	令和 2 年 10 月 1 日	通所介護

三重県告示第 659 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460190289	訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	株式会社ファーストナース	令和 2 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2460290477	訪問看護ステーションあやめ四日市	四日市市赤堀南町 2-23 グレースマンション藤 305	株式会社ファーストナース	令和 2 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2460590389	訪問看護リハビリステーション桜 T s u	津市柳山津興 630-3	合同会社 RED GL OVE	令和 2 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護

三重県告示第 660 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場	2,014 台	縦覧による
合計	2,014 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場	458 台	縦覧による
合計	458 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐輪場	600 台	縦覧による
合計	600 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐輪場	75 台	縦覧による
合計	75 台	

3 変更年月日

令和3年5月26日

4 変更理由

施設老朽化に伴う適正化

5 届出の日

令和2年9月25日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年10月9日から令和3年2月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 663 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和2年10月9日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

津駅ビル チャム

津市羽所町官有地

2 津市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和2年10月9日から同年11月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 664 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿芸濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市徳居町字久保 542 番 8 地先内	旧	14.5~20.0	22.1
	旧新	13.1~18.2	22.1

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内	旧	12.2~34.7	53.7
	新	13.0~47.3	53.7

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港古里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町長島字大向井 2003 番 11 地先から 北牟婁郡紀北町長島字田ノ谷 2001 番 4 地先まで	旧	15.0~42.0	150.0
	新	12.6~26.0	150.0

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 6 地先から 熊野市神川町神上字土場 1871 番 5 地先まで	旧	6.8~45.3	715.0
	旧新	9.2~41.0	548.1

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 309 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町神上字土場 1871 番 5 地先から 熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 6 地先まで	旧	6.8~45.3	715.0
	旧新	9.2~41.0	548.1

三重県告示第 665 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 25 号	亀山市加太北在家字太岡寺 6638 番 6 地先内	令和 2 年 10 月 20 日

県道 久居美杉線	津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内	令和 2 年 10 月 9 日
一般国道 42 号	伊勢市二見町松下字梅木谷 1775 番 3 地先から 伊勢市二見町松下字深浦大道付 1757 番 9 地先まで	令和 2 年 10 月 13 日
一般国道 167 号	伊勢市二見町松下字梅木谷 1775 番 3 地先から 伊勢市二見町松下字深浦大道付 1757 番 9 地先まで	令和 2 年 10 月 13 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字ウサラギ 1371 番 3 地先から 鳥羽市畔蛸町字大坂 127 番 122 地先まで	令和 2 年 10 月 9 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市畔蛸町字大坂 127 番 117 地先から 鳥羽市相差町字大坂 2120 番 267 地先まで	令和 2 年 10 月 9 日

三重県告示第 666 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	久居美杉線	津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 10 月 9 日

公 告

第 12 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 2 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
